

（維持管理）

第 32 条の 8 指定数量の 5 分の 1 以上指定数量未満の危険物を貯蔵し、又は取り扱うタンク、配管その他の設備は、第 32 条の 2 から第 32 条の 6 までの位置、構造及び設備の技術上の基準に適合するよう適正に維持管理されたものでなければならない。

【解釈及び運用】

本条は、少量危険物を貯蔵し、又は取り扱うタンク、配管等の設備に係る基準維持の規定である。

これは、事故発生の原因として、設備の維持管理の不備に起因するものが多いことから規定されているもので、タンクや配管その他の設備を条例第 32 条の 2 から第 32 条の 6 までの技術基準に適合するよう維持管理を行う必要がある。